



タービンのヘッドで火傷をさせてしまった患者への対応

「治療中に火傷をさせてしまつた」など、歯科医師の不注意による場合は、医療過誤として医師賠償責任保険の対象になる可能性が高い。

今回は、医賄責保険会社へ連絡するタイミング、補償の範囲について事例をもとに紹介する。

【相談】

治療中に熱くなったタービンのヘッドが患者の頬に当たってしまった。患者は痛みを訴え、火傷で白く爛れたりした。状態であつたため、薬を出して様子を見てもらい、改善されなければ連絡をしてもらうことにした。

その後、連絡がなかつたため心配になり、電話をかけたところ「何も食べられないとなり、仕事も二日休んだ。セカンドオピニオンして他院に行くが、治療費、慰謝料など、今後対応してくれるので、今後対応してくれるのは誰か」と言われた。どう対応すべきか。

【対応】

火傷をさせてしまったことは謝罪し、患者の症状や治療の状況などを把握、必要な治療は受けてもらう。医療事故が起きた時、まずは医賄責保険会社の代理店に連絡をして対応について相談する。

歯科医師に過失があったとし、医療過誤と認められれば、治療代、慰謝料などが医賄責保険の対象となる。具体的には、障害を回復するためにかかつた他医賄責保険の対象になる。患者の要求を聞き、入院患者の要求を聞き、入院

などによる治療が必要な場合など、妥当な金額であれば医賄責保険で対応してもらえる。

ここでは、具体的な対応方法について、医賄責保険代理店の見解も併せて紹介するので参考にしていただきたい。

【医賄責保険】 代理店の見解

タービンの取扱説明書に使用方法、使用上の注意としてヘッド部などの過熱により口腔内の火傷の可能性があることや、ヘッドキヤップなどの脱落による創傷などのおそれがあるとの記載もある。そうしたことからも、歯科医師が細心の注意を払っていたにもかかわらず火傷を負わせてしまった場合は、歯科医師の過失により、患者の身体に障害を与えてしまつたと判断できる。

これにより、歯科医師の負う法律上の賠償責任部分が医賄責保険の支払い対象となる。具体的には、障害を回復するためにかかつた他院での治療費と通院交通費、入院時の諸雑費。有職者

依頼し、保険会社了解のもとに示談書を作成し、患者求めに応じて、領収証と引き換えになるべくこまめに支払ったほうが良い。休業損害の支払いは、直近の所得証明を取得したうえ、慎重に算出するので注意が必要である。給与所得者は勤務先からの休業所得証明書、自営業者は直近の確定申告書と収支内訳書等を取り付けて計算するが、アルバイトや役員については労働の対価に対する減収の証明でもめることがあるのでも特に注意が必要である。感謝料については、すべての示談が整つてからなり、早い段階で慰謝料の額が計算できない点には、お気を付けいただきたい。

また、患者からの過大な要求はきつぱりと断るか、「保険会社に報告するのでしばらく時間をください」というように説明し、即答は避けていただきたい。

いずれにしても、事故が発生した際には、なるべく早い段階で保険会社、または取扱代理店へ連絡を取つて事故報告し、保険金支払いの対象となるかを判断してもらうことが重要である。患者との交渉方法の相談のほか、必要に応じて弁護士による対応也可能となる。

(株式会社アサカワ保険
事務所)